

公害防止管理者等届出の手引き

新潟県環境局環境対策課

1 法の目的

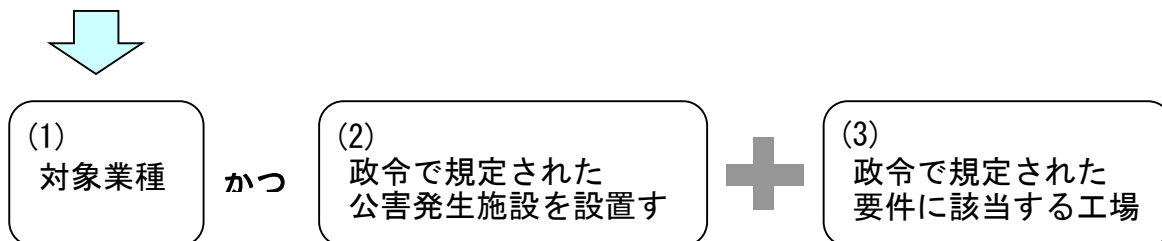
公害防止管理者制度は、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により定められています。

この法律は、公害の防止を目的として、特定工場に、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者から成る公害防止組織を設置することを義務づけた法律です。

この法律に定める特定工場を設置している者は、公害防止管理者等を選任し、県又は市町村に届出を行う必要があります。

2 特定工場とは

特定工場とは、公害防止組織の設置が義務づけられた工場です。
次の(1)～(3)の全てを満たす工場が特定工場となります。



(1) 対象業種(令1条)とは
次の4業種です。

- ① 製造業（物品加工業含む）
- ② 電気供給業
- ③ ガス供給業
- ④ 熱供給業



・「政令」＝「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」です。
・「公害発生施設」＝ばい煙発生施設、汚水等排出施設等です。（詳細は次ページ）






・業種は、日本標準産業分類によります。
・同時に2以上の業種に属する場合は、それらの業種の一部が対象業種である場合は法の対象となります。
(例)
採石業(鉱業)と砕石業(製造業)を兼業＝砕石業として法の対象

(2) 政令で規定された公害発生施設を設置する (3) 政令で規定された要件に該当する工場 は、下表のとおりです。

公害発生施設	要件
1 ばい煙発生施設 (令2条)	大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設 (同表13項の施設 (廃棄物焼却炉) を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書きの附属施設に設置されるものを含む。)
2 汚水等排出施設 (令3条)	水質汚濁防止法施行令別表第1の第2号から第59号、第61号から第63号、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2、第71号の5、第71号の6に掲げる施設 (同表第62号の施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。)
3 特定粉じん発生施設 (令4条の2)	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設 (これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。)
4 一般粉じん発生施設 (令5条)	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設 (これに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項のただし書きの附属施設に設置されるものを含む。) コークス炉、鉱物 (コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。) 又は土石の堆積場、ベルトコンベア、破砕機及び摩砕機 (鉱物、岩石、セメント用)、ふるい (鉱物、岩石、セメント用) を設置する施設
5 騒音発生施設 (令4条)	騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された、 ① 機械プレス (呼び加圧能力980キロニュートン以上) ② 鍛造機 (落下部分の重量が1トン以上のハンマー)
6 振動発生施設 (令5条の2)	振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された、 ① 液圧プレス (矯正 ^π を除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上) ② 機械プレス (呼び加圧能力980キロニュートン以上) ③ 鍛造機 (落下部分の重量が1トン以上のハンマー)
7 ダイオキシン類発生施設 (令5条の3)	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第14号までに掲げる施設 製鋼用電気炉、アルミニウム合金製造装置、アセチレン製造・洗淨施設、アルミナ繊維製造・廃ガス洗淨施設等を設置する施設

そのうち

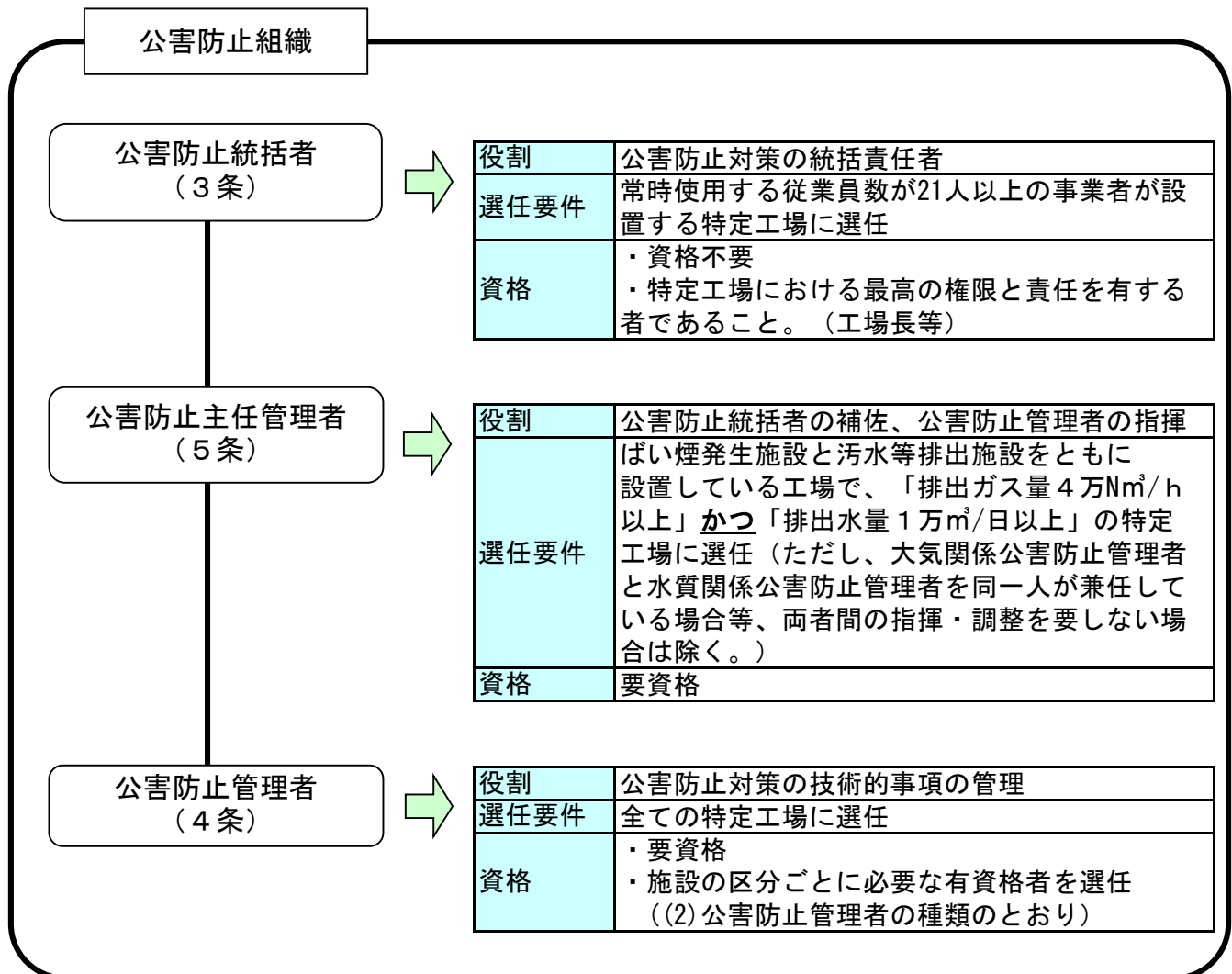
工場	要件
ばい煙発生施設設置工場	① 「大気関係有害物質発生施設」が設置されている工場 「大気関係有害物質発生施設」は、次のいずれかの施設です。 ア) 大気汚染防止法施行令別表第1の9項に掲げる施設 (硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。) イ) 大気汚染防止法施行令別表第1の14項から26項までに掲げる施設 又は  詳細は、「資料1」を参照ください。 ② ①以外の工場で排出ガス量が大量 (1時間あたり1万Nm ³ 以上) の工場
汚水等排出施設設置工場	① 「水質関係有害物質排出施設」が設置されている工場で排水を排出している工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場 「水質関係有害物質排出施設」は、次のいずれかの施設です。 令別表第1に掲げる施設 (水質汚濁防止法施行令別表第1の第19号、第22号、第23号の2、第24号から第29号、第31号から第35号、第37号、第38号の2、第41号、第43号、第46号から第48号、第50号、第51号、第53号、第58号、第61号から第63号、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2、第71号の5、第71号の6に掲げる施設) 又は  詳細は、「資料2」を参照ください。 ② ①以外の工場で排出水量が大量 (1日あたりの平均的な排出水量が1,000m ³ 以上) の工場
特定粉じん発生施設設置工場	全て
一般粉じん発生施設設置工場	全て
騒音発生施設設置工場	全て  ● 特定粉じん、一般粉じん、騒音、振動、ダイオキシン類は、表の「公害発生施設の要件」欄に記載された施設があれば、特定工場となります。 ● ばい煙、汚水等排出は、表の「公害発生施設の要件」欄に記載された施設あるだけでは、特定工場にはなりません。施設があり、かつ、表の「工場の要件」欄の記載を満たすときに特定工場となります。
振動発生施設設置工場	全て
ダイオキシン類発生施設設置工場	全て

3 公害防止組織とは

特定工場には、「公害防止組織」の整備が義務づけられます。

(1) 公害防止組織

「公害防止組織」とは、工場において自主的に日々の公害防止活動を行う、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者から成る人的組織です。



全ての者に「代理者」の選任が必要です。

(2) 公害防止管理者の種類

選任を要する公害防止管理者の種類は、施設の区分ごとに異なります。
また、公害防止管理者の種類に応じて、必要な資格も異なります。

施設の区分		公害防止管理者の種類	必要な資格
1	ばい煙発生施設 大気関係有害物質発生施設(※1)で、 排出ガス量4万Nm ³ /h以上	大気関係第1種	大気関係第1種
	大気関係有害物質発生施設(※1)で、 排出ガス量4万Nm ³ /h未満	大気関係第2種	大気関係第1・2種
	有害物質なしで、 排出ガス量4万Nm ³ /h以上	大気関係第3種	大気関係第1・3種
	有害物質なしで、 排出ガス量1万Nm ³ /h以上～4万Nm ³ /h未満	大気関係第4種	大気関係第1～4種
2	汚水等排出施設 水質関係有害物質排出施設(※2)で、 排出水量1万m ³ /日以上	水質関係第1種	水質関係第1種
	水質関係有害物質排出施設(※2)で、 排出水量1万m ³ /日未満 又は 特定地下浸透水を浸透	水質関係第2種	水質関係第1・2種
	有害物質なしで、 排出水量1万m ³ /日以上	水質関係第3種	水質関係第1・3種
	有害物質なしで、 排出水量1千m ³ /日以上～1万m ³ /日未満	水質関係第4種	水質関係第1～4種
3	特定粉じん発生施設	特定粉じん関係	大気関係1～4種 特定粉じん関係
4	一般粉じん発生施設	一般粉じん関係	大気関係1～4種 特定粉じん関係 一般粉じん関係
5	騒音発生施設	騒音・振動関係	騒音・振動関係 騒音関係(※3)
6	振動発生施設	騒音・振動関係	騒音・振動関係 振動関係(※3)
7	ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係



「大気関係有害物質発生施設」(※1)及び「水質関係有害物質排出施設」(※2)については、「2特定工場とは」の表中「ばい煙発生施設設置工場」欄及び「汚水等排出施設設置工場」欄をご確認ください。(※3)は、平成18年度の騒音関係公害防止管理者と振動関係公害防止管理者の資格区分の統合以前の資格名称です。

(3) 公害防止主任管理者、公害防止管理者の資格の取得

必要な資格は、国家試験に合格又は資格認定講習で必要な講義を受講し修了試験に合格することにより取得できます。

- ① 国家試験
 - ・ 毎年10月上旬に開催される試験
 - ・ 筆記試験
- ② 資格認定講習
 - ・ 毎年11月～3月頃に開催される講習
 - ・ 講義と筆記試験
- ③ 上記のほか、経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた登録講習機関が実施する資格認定講習

4 届出手続き

(1) 届出に必要な様式、届出期限

	届出事項	届出書	選任期限	届出期限
選任	公害防止統括者 及び代理者	規則様式第一 添付書類不要	選任すべき事由が 発生した日から 30日以内	選任した日から 30日以内
	公害防止主任管理者 及び代理者	規則様式第三 資格証明書（次のいずれか） ・ 国家試験合格証書の写し ・ 資格認定講習の修了証書の写し	選任すべき事由が 発生した日から 60日以内	選任した日から 30日以内に届出
	公害防止管理者 及び代理者	規則様式第二 別紙（ばい煙発生施設又は汚水等 排出施設の場合のみ） 資格証明書（次のいずれか） ・ 国家試験合格証書の写し ・ 資格認定講習の修了証書の写し	選任すべき事由が 発生した日から 60日以内	選任した日から 30日以内に届出
死亡・ 解任	公害防止統括者 及び代理者	規則様式第一 添付書類不要		解任した日から 30日以内
	公害防止主任管理者 及び代理者	規則様式第三 添付書類不要		解任した日から 30日以内に届出
	公害防止管理者 及び代理者	規則様式第二 添付書類不要		解任した日から 30日以内に届出
承継	規則様式第三の二 添付書類（次のいずれかを添付） ・ 規則様式第三の三（相続同意証明書）及び戸籍謄本 ・ 規則様式第三の四（相続証明書）及び戸籍謄本 ・ 法人の登記事項証明書			遅滞なく



- 人事異動等により現任者を解任して、新任者を選任する手続きを行う場合は、現任者を解任・死亡者を記入する欄に、新任者を選任者を記入する欄に記載し、1枚の届出書で提出してください。
- 特定事業者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人はその地位を承継しますが、分割や譲渡は承継ではなく元会社の解任届と新会社の選任届が必要です。
- 記入方法は、記入例を参考にしてください。

(2) 届出様式

県ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

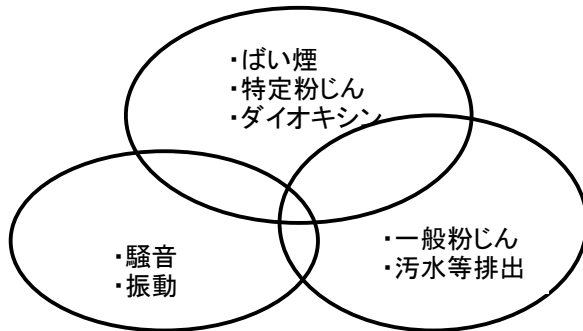
(3) 届出部数

2部（正本1部、写し1部） ※写し1部は届出者控えとして返却します。

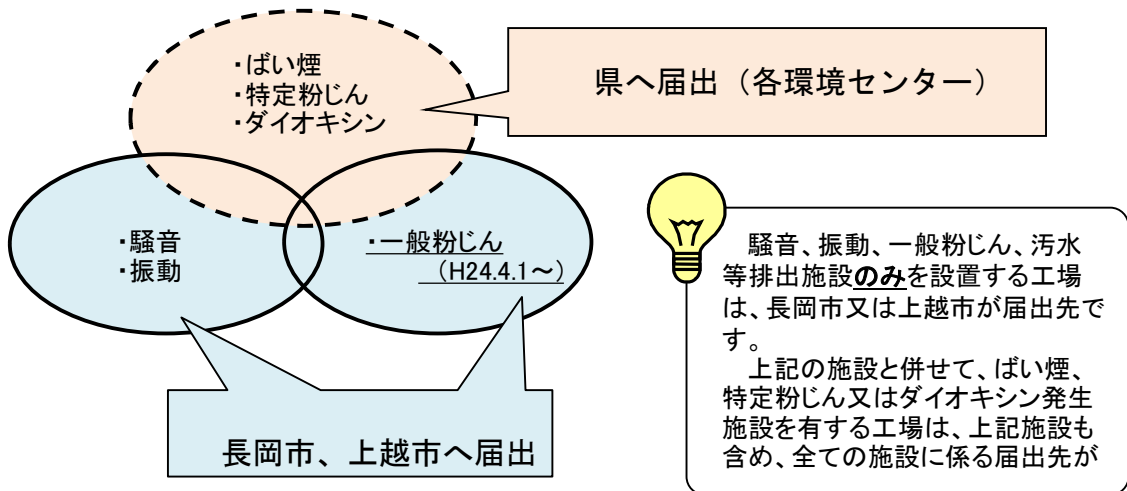
(4) 届出先

特定工場の所在地、設置されている施設の種類により、届出先が異なります。

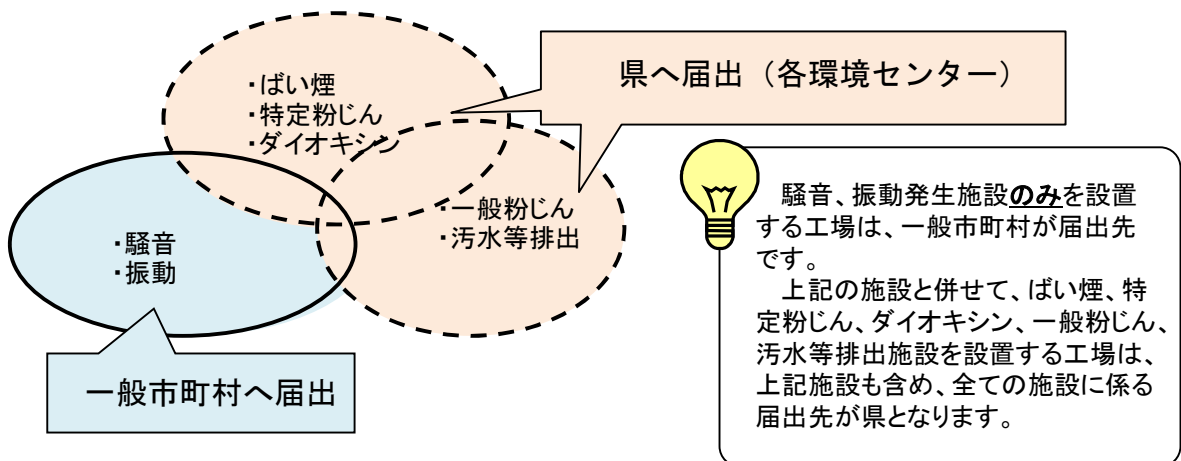
① 特定工場の所在地が新潟市内の場合＝全て新潟市に届出



② 特定工場の所在地が長岡市内、又は上越市内の場合



③ 特定工場の所在地が新潟市、長岡市、上越市以外の市町村内の場合 (一般市町村)



5 問い合わせ先

(1) 県の届出一覧

所属	住所・メールアドレス	電話番号	管轄地域
新潟県環境局 環境対策課 環境保全係	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 ngt030320@pref.niigata.lg.jp	025-280-5154	
新発田地域振興局 健康福祉環境部 環境センター 環境課	〒957-8511 新発田市豊町3-3-2 ngt111430@pref.niigata.lg.jp	0254-26-9047	新発田市、村上市、五泉市、 阿賀野市、胎内市、聖籠町、 阿賀町、関川村、粟島浦村
三条地域振興局 健康福祉環境部 環境センター 環境課	〒955-0046 三条市興野1-13-45 ngt112430@pref.niigata.lg.jp	0256-36-2231	三条市、加茂市、燕市、 弥彦村、田上町
長岡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター 環境課	〒940-0857 長岡市沖田2-173-2 ngt111430@pref.niigata.lg.jp	0258-38-2533	長岡市、柏崎市、小千谷市、 見附市、出雲崎町、刈羽村
南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 環境センター 環境課	〒949-6680 南魚沼市六日町620-2 ngt111630@pref.niigata.lg.jp	025-772-8154	十日町市、魚沼市、 南魚沼市、湯沢町、津南町
上越地域振興局 健康福祉環境部 環境センター 環境課	〒943-0807 上越市春日山町3-8-34 ngt111930@pref.niigata.lg.jp	025-524-4237	上越市、糸魚川市、妙高市
佐渡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター 環境課	〒952-1555 佐渡市相川二丁目浜町20-1 ngt111130@pref.niigata.lg.jp	0259-74-3428	佐渡市

※ 市町村が届出先の場合は、各市町村にお問い合わせください。

(2) 市町村の届出一覧

市町村名	担当部・課等	郵便番号・住所	電話番号
新潟市	環境部 環境対策課	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1	025-226-1375
長岡市	環境部 環境政策課	〒940-0013 長岡市寿3丁目6-1（衛生環境セン ター）	0258-24-0528
三条市	市民部 環境課	〒955-8686 三条市旭町2-3-1	0256-34-5574
柏崎市	市民生活部 環境課	〒945-0011 柏崎市日石町2-1	0257-23-5170
新発田市	環境衛生課	〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号	0254-28-9120
小千谷市	環境共生課	〒947-8501 小千谷市城内2-7-5	0258-83-3566
加茂市	環境課	〒959-1392 加茂市幸町2-3-5	0256-52-0080 （内線）251
十日町市	環境エネルギー部 環境衛生課	〒948-0056 十日町市丑915番地2	025-752-3924
見附市	都市環境課	〒954-8686 見附市昭和町2-1-1	0258-62-1700
村上市	環境課	〒958-8501 村上市三之町1-1	0254-53-2111
燕市	市民生活部 生活環境課	〒959-0295 燕市吉田西太田1934	0256-77-8167
糸魚川市	市民部 環境生活課	〒941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5	025-552-1511
妙高市	環境生活課	〒944-8686 妙高市栄町5-1	0255-74-0032

市町村名	担当部・課等	郵便番号・住所	電話番号
五泉市	環境保全課	〒959-1692 五泉市太田1094-1	0250-43-3911
上越市	環境部 環境政策課	〒943-0804 上越市新光町1-8-11	025-520-5689 025-520-5690
阿賀野市	民生部 市民生活課	〒952-2092 阿賀野市岡山町10-15	0250-62-2510 (内線) 2106
佐渡市	市民生活部 生活環境課	〒952-1292 佐渡市千種232	0259-63-3113
魚沼市	市民福祉部 生活環境課	〒946-8601 魚沼市小出島910番地	025-792-9766
南魚沼市	市民生活部 環境交通課	〒949-6696 南魚沼市六日町180番地1	025-773-6666
胎内市	市民生活課	〒959-2693 胎内市新和町2-10	0254-43-6111 (内線) 1150, 1151
聖籠町	生活環境課	〒957-0192 聖籠町大字諏訪山1635-4	0254-27-2111 (内線) 283
弥彦村	産業部 防災むらづくり課	〒959-0392 弥彦村大字矢作402	0256-94-1022
田上町	町民課	〒959-1503 田上町大字原ヶ崎新田3070	0256-57-6115 (内線) 158
阿賀町	町民生活課	〒959-4495 阿賀町津川580	0254-92-5761
出雲崎町	町民課	〒949-4392 出雲崎町川西140	0258-78-2294
湯沢町	環境農林課	〒949-6192 湯沢町神立300	025-788-0291
津南町	税務町民課	〒949-8292 津南町下船渡戊585	025-765-3113 (内線) 128
刈羽村	福祉保健課	〒945-0397 刈羽村割町新田215-1	0257-45-3916
関川村	住民税務課	〒959-3292 関川村下関912	0254-64-1471
粟島浦村	産業振興課	〒958-0061 粟島浦村字日ノ見山1513-11	0254-55-2111 (内線) 118

資料 1 大気汚染防止法施行令別表第 1

	施設の名称	施設の規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生のに供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造のに供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（一四の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上であること。
4	金属の精錬のに供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（一四の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鑄造のに供する溶解炉（こしき炉並びに一四の項及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 1 平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が 0.5 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理のに供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造のに供する加熱炉	
8	石油の精製のに供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が一時間当たり 200 キログラム以上であること。
8 の 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 6 リットル以上であること。
9	窯業製品の製造のに供する焼成炉及び溶融炉 ※ 硫化カルシウム、炭酸カルシウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品製造用	火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造のに供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（二六の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（一四の項及び二三の項に掲げるものを除く。）	

注 1) ※印（色塗り）の施設＝大気関係有害物質発生施設です。

排出ガス量に関係なく、公害防止管理者等の選任が必要です。

注 2) ※以外（13の廃棄物焼却炉を除く）は、排出ガス量が 1 時間あたり 1 万 Nm³ 以上の場合に選任が必要です。

資料 1 大気汚染防止法施行令別表第 1

	施設の名称	施設の規模
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。
13	廃棄物焼却炉	公害防止管理者制度の特定施設の対象外
14	※ 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が一時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。
15	※ カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。
16	※ 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
17	※ 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	※ 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。
19	※ 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が一時間当たり50キログラム以上であること。
20	※ アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30キロアンペア以上であること。
21	※ 燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
22	※ 弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。
23	※ トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
24	※ 鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉

注1) ※印（色塗り）の施設＝大気関係有害物質発生施設です。

排出ガス量に関係なく、公害防止管理者等の選任が必要です。

注2) ※以外（13の廃棄物焼却炉を除く）は、排出ガス量が1時間あたり1万Nm³以上の場合に選任が必要です。

資料 1 大気汚染防止法施行令別表第 1

	施設の名称	施設の規模
25	※ 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。
26	※ 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 1 時間当たり 100 キログラム以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上であること。

注 1) ※印 (色塗り) の施設 = 大気関係有害物質発生施設です。

排出ガス量に関係なく、公害防止管理者等の選任が必要です。

注 2) ※以外 (13 の廃棄物焼却炉を除く) は、排出ガス量が 1 時間あたり 1 万 Nm³ 以上の場合に選任が必要です。

資料2 水質汚濁防止法施行令別表第1(公害防止管理者等の配置が必要な工場のみ)

業種及び特定施設	
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 へ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 へ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設

注1) ※印（色塗り）の施設＝水質関係有害物質排出施設です。

排出水量に関係なく、排水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば公害防止管理者等の選任が必要です。

注2) ※以外は、排出水量が1日あたり1,000m³以上の場合に選任が必要です。

資料2 水質汚濁防止法施行令別表第1(公害防止管理者等の配置が必要な工場のみ)

業種及び特定施設	
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗淨施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18 の 2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗淨施設
18 の 3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗淨施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設 ※ 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設

注1) ※印(色塗り)の施設=水質関係有害物質排出施設です。

排出水量に関係なく、排出水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば公害防止管理者等の選任が必要です。

注2) ※以外は、排出水量が1日あたり1,000m³以上の場合に選任が必要です。

資料2 水質汚濁防止法施行令別表第1(公害防止管理者等の配置が必要な工場のみ)

業種及び特定施設	
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設 ※ 上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。)
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 ※ 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設 ※ 上記の施設で、ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。
25	削除

注1) ※印(色塗り)の施設=水質関係有害物質排出施設です。

排出水量に関係なく、排出水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば公害防止管理者等の選任が必要です。

注2) ※以外は、排出水量が1日あたり1,000m³以上の場合に選任が必要です。

資料2 水質汚濁防止法施行令別表第1(公害防止管理者等の配置が必要な工場のみ)

業種及び特定施設	
26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗淨施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗淨施設 <p>※ 上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。</p>
27	<p>前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗淨施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗淨施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗淨施設 ル 湿式集じん施設 <p>※ 上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質(以下「有害物質」という。)又はこれら含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。</p>
28	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗淨施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗淨施設 ヘ クロロブレンモノマー洗淨施設 <p>※ 上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。</p>
29	<p>※ コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ベンゼン類硫酸洗淨施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	<p>発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗淨施設及びろ過施設 <p>※ 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。</p>

注1) ※印(色塗り)の施設=水質関係有害物質排出施設です。

排出水量に関係なく、排水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば公害防止管理者等の選任が必要です。

注2) ※以外は、排出水量が1日あたり1,000m³以上の場合に選任が必要です。

業種及び特定施設	
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設 <p>※ 上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。</p>
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設 <p>※ 上記の施設で、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、1・4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレートの製造の用に供するものに限る。 なお、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造施設については、特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されている場合に限る。</p>
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器 <p>※ 上記の施設で、テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設 <p>※ 上記の施設で、2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。</p>
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

注1) ※印(色塗り)の施設=水質関係有害物質排出施設です。

排水量に関係なく、排水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば公害防止管理者等の選任が必要です。

注2) ※以外は、排水量が1日あたり1,000m³以上の場合に選任が必要です。

業種及び特定施設	
37	<p>前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設 <p>※ 上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。</p>
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	<p>※ 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四—ジオキサンが発生するものに限る、洗浄装置を有しないものを除く。)</p>
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p>
41	<p>香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ 抽出施設 <p>※ 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。</p>

注1) ※印(色塗り)の施設=水質関係有害物質排出施設です。

排出水量に関係なく、排出水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば公害防止管理者等の選任が必要です。

注2) ※以外は、排出水量が1日あたり1,000m³以上の場合に選任が必要です。

資料2 水質汚濁防止法施行令別表第1(公害防止管理者等の配置が必要な工場のみ)

業種及び特定施設	
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	※ 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ※ 上記の施設で、有害物質若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1・4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設 ※ 上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1・4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設 ※ 上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 ※ 上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1・4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設 ※ 上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設

注1) ※印(色塗り)の施設=水質関係有害物質排出施設です。

排出水量に関係なく、排出水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば公害防止管理者等の選任が必要です。

注2) ※以外は、排出水量が1日あたり1,000m³以上の場合に選任が必要です。

業種及び特定施設	
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ※ 上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研摩洗浄の用に供するものに限る。
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設 ※ 上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。
59	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設 ※ 上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。

注1) ※印(色塗り)の施設＝水質関係有害物質排出施設です。

排出水量に関係なく、排水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば公害防止管理者等の選任が必要です。

注2) ※以外は、排出水量が1日あたり1,000m³以上の場合に選任が必要です。

業種及び特定施設	
62	<p>非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設 <p>※ 上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。</p>
63	<p>金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 <p>※ 上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。</p>
63 の 3	<p>※ 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設</p>
64	<p>ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。) <p>※ 上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。</p>
65	<p>酸又はアルカリによる表面処理施設</p> <p>※ 上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。</p>
66	<p>電気めつき施設</p> <p>※ 上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めつきの用に供するものに限る。</p>
66 の 2	<p>※ エチレンオキサイド又は一・四—ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)</p>
71 の 5	<p>※ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)</p>
71 の 6	<p>※ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)</p>

注1) ※印(色塗り)の施設=水質関係有害物質排出施設です。

排出水量に関係なく、排水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば公害防止管理者等の選任が必要です。

注2) ※以外は、排出水量が1日あたり1,000m³以上の場合に選任が必要です。

記入例(1) 公害防止統括者の選任、解任を行う場合

様式第一(第四条関係)

公害防止統括者(公害防止統括者の代理者) 選任、~~死亡~~
解任届出書

〇〇年〇月〇日

新潟県〇〇地域振興局長 殿

住所 〒●●●●-●●●●
〇〇市〇〇町1-2
電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇〇
届出者 株式会社〇〇〇
氏名 代表取締役〇〇〇〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	株式会社〇〇〇 △△工場		※ 整理番号	
特定工場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 ●●市〇〇区〇 〇町〇-〇		※ 受理年月日	年 月 日
特定事業者の常時使用する従業員数	〇〇人		※ 特定工場の番号	
選任年月日	〇〇年〇月〇日		※ 備考	
公害防止統括者 (公害防止統括者の代理者)	職名	△△工場工場長		
	氏名	〇〇 〇〇		
選任の事由	人事異動のため			
(死亡・解任)年月日	〇〇年〇月〇日		※ 備考	
公害防止統括者 (公害防止統括者の代理者)	職名	△△工場工場長		
	氏名	□□ □□		
解任の事由	人事異動のため			

備考 1 ※印の欄は記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記入例(2) 公害防止管理者の選任、解任を行う場合

様式第二(第七条関係)

公害防止管理者(~~公害防止管理者の代理者~~)~~選任、死亡~~
解任届出書

〇〇年〇月〇日

新潟県〇〇地域振興局長 殿

住所〒●●●-●●●●
〇〇市〇〇町1-2
電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇
届出者 株式会社〇〇〇
氏名 代表取締役〇〇〇〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		株式会社〇〇〇 △△工場	※整理番号	
特定工場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 ●●市〇〇区〇〇 町〇-〇	※受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量	〇〇,〇〇〇Nm ³ /時	※特定工場の番号	
	ばい煙発生施設の種類	別紙のとおり。	※備考 選任の場合、「資格証明書の写し」を添付してください。	
水質関係	排出水量			
	特定地下浸透水の浸透の有無			
	汚水等排出施設の種類	別紙のとおり。		
騒音関係	騒音発生施設の種類			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類			
振動関係	振動発生施設の種類			
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類			
大気関係第1種 公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者)	選任年月日	〇〇年〇月〇日		
	職名	生産管理課 グループリーダー		
	氏名	〇〇 〇〇		
	担任業務の範囲	公害防止に係る業務全般		
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地			

選 任 の 事 由		人事異動のため
大気関係第1種 公害防止管理者 (公害防止管理 者の代理者)	(死亡 解任)年月日	〇〇年〇月〇日
	職 名	生産管理課 グループリーダー
	氏 名	□□ □□□
	担 任 業 務 の 範 囲	公害防止に係る業務全般
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	
解 任 の 事 由		人事異動のため

備考

- 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

ばい煙発生
施設の種類の
~~汚水等排出~~

特定工場の名称		株式会社〇〇〇△△工場
特定工場の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 ●●市〇〇区〇〇町〇-〇
特定工場の総排出ガス量		〇〇,〇〇〇 Nm ³ /時
ばい煙発生施設の種類の	有害物質を発生する施設	窯業製品の製造の用に供する焼却炉及び溶解炉
	その他の施設	
特定工場の総排出水量		m ³ /日
汚水等発生施設の種類の	有害物質を発生する施設	
	その他の施設	
備考		

記入例(3) 公害防止主任管理者の選任、解任を行う場合

様式第三(第九条関係)

公害防止主任管理者(~~公害防止主任管理者の代理者~~) 選任、~~死亡~~・
解任届出書

〇〇年〇月〇日

新潟県〇〇地域振興局長 殿

住所〒●●●-●●●●
〇〇市〇〇町1-2
届出者 電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇
届出者 株式会社〇〇〇
氏名 代表取締役〇〇〇〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	株式会社〇〇〇 △△工場		※整理番号	
特定工場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 ●●市〇〇区〇〇 町〇-〇		※受理年月日	年 月 日
排出ガス量	〇〇,〇〇〇Nm ³ /時		※特定工場の番号	
排出水量	〇〇,〇〇〇m ³ /日		※備考	選任の場合、「資格証明書の写し」を添付してください。
選任年月日	〇〇年〇月〇日			
公害防止主任管理者 (公害防止主任管理者の代理者)	職名 氏名	生産管理課長 〇〇 〇〇		
選任の事由	人事異動のため			
(死亡 解任)年月日	〇〇年〇月〇日		※備考	
公害防止主任管理者 (公害防止主任管理者の代理者)	職名 氏名	生産管理課長 △△ △△		
解任の事由	人事異動のため			

備考 1 ※印の欄は記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

記入例(4)承継をした場合

※合併の場合は「法人の登記事項証明書」を添付

※相続の場合は、「規則様式第三の三」又は「規則様式第三の四」及び戸籍謄本を添付

様式第三の二(第十条の二関係)

承 継 届 出 書

〇〇年〇月〇日

新潟県〇〇地域振興局長 殿

住所〒●●●-●●●●●
〇〇市〇〇町1-2
届出者 電話番号 〇〇〇-〇〇-〇〇
届出者 株式会社〇〇〇
氏名 代表取締役〇〇〇〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者の地位を承継したので、同法第6条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	株式会社〇〇〇 △△工場	※整理番号	
特定工場の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 ●●市〇〇区〇〇町 〇-〇	※受理年月日	年 月 日
承継の年月日	〇〇年〇月〇日	※特定工場の番号	
被承継者	氏名又は職名	△△株式会社 代表取締役〇〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇	※備考
	住所		
承継の原因	合併のため		

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。